

令和3年度福島地方最低賃金審議会

第3回福島県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日時 令和3年10月14日(木)10:00~13:15

2 場所 福島合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

(1) 金額審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 使用者側委員から、1回目の金額提示の後、別室にて労使協議を行いたいとの提案があり了承された。
- ・ 労働者側委員からは「地域別最賃との優位性確保のため。全国の結審状況を見ると28円に落ち着いているところもあれば、秋田では30円と大幅アップで907円と改定されているところもある。近傍にある我々がこれに近づけないというのなかなか寂しい思いもあり、最低限地域別最低賃金と同額の+28とさせていただいた。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「令和3年度賃金改定状況調査結果第4表 から、製造業Dランク賃金上昇率0.9%を現行額870円に乗じて7.83円。円未満四捨五入して8円を提示する。」との主張があった。
- ・ 別室にて労使協議が行われた。
- ・ 労働者側委員からは「全会一致できれば20円まで歩み寄りたいが、採決の場合は別である。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「歩み寄り16円まで、これ以上歩み寄るつもりはない。」との主張があった。
- ・ 公益委員が継続審議とするか採決するか諮ったところ、使用者側委員から採決に進んでよいとの主張があった。
- ・ 労働者側委員からは「上部と相談し調整のうえ回答したい。これ以上の最終的な金額をどこに落とすかは上部と相談が必要。」との主張があった。
- ・ 公益委員が、改めて労働者側へ本日の採決は希望しないかを確認した

ところ、使用者側委員から「先に延ばす理由もないので、本日、早急に採決に入ってほしい。」との主張があった。

- ・ 労働者側委員から、上部と相談するため時間が欲しいとの主張があったことから、労働者側は調整のため離席した。
- ・ 労働者側委員が復席し「調整の結果、前回と変わらず 20 円を提示する。」との主張があった。
- ・ 公益委員から継続審議の選択肢はないか改めて労使に諮ったが、使用者側から、「これ以上続ける意思はないので採決でお願いしたい。」との主張があった。
- ・ 公益委員から、全会一致に向け労使の間をとって 18 円で折り合いをつけられないか労使委員の意向を確認するも賛同を得られず、採決を行うこととなった。
- ・ 労働者側委員及び使用者側委員の意見が一致しないことから、「最終的な双方の提示額 20 円と 16 円という数字を見た上で、他県との比較の上で 20 円引上げを公益見解としたい。」との公益見解が示され、採決が行われた。
- ・ 採決した結果、賛成 4 名で採択されたことから、部会長から会長あての報告書が作成された。